

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律

(平成一六年六月二日法律第七七号)

一、提案理由(平成一六年四月二三日・衆議院環境委員会)

小池国務大臣 ただいま議題となりました環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主な内容を御説明申し上げます。

今日の環境問題に的確に対応し、環境と経済が好循環する持続可能な社会を構築していくためには、事業者の自主的、積極的な環境配慮の取り組みが極めて重要となっております。こうした中、我が国では、環境報告書の作成や環境マネジメントシステムの構築等、さまざまな手段を通じて、みずから進んで環境配慮を事業活動に組み込む事業者が増加しつつあります。

さまざまな環境配慮の手段の中でも、環境報告書は、事業者が、社会に対してみずから開いた窓というべきものであり、事業者とさまざまな利害関係者との間のコミュニケーション手段として重要な役割を担うものであります。環境報告書の普及によって、積極的に環境保全に取り組む事業者が関係者の理解や協力を得やすくなり、環境配慮の取り組みの促進に大きく寄与すると考えられます。事業者による自主的、積極的な環境配慮の取り組みを広めていくためには、環境報告書について、その信頼性、比較容易性の向上を図り、また、環境報告書の取り組みのすそ野の拡大を推進するための制度的枠組みが必要となっております。

本法律案は、このような情勢にかんがみ、政府の規制改革推進三カ年計画でも取り組むこととされている環境報告書の普及及び信頼性の確保のための措置を講じ、特定の公的事業を行う者に対して環境報告書の作成を義務づけること等により、環境に配慮した事業活動の促進を図るものであります。

次に、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、本法案の目的であります。本法案は、事業活動に係る環境情報の提供及び利用に関し、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、特定事業者に対して環境報告書の作成及び公表を義務づけること等により、事業活動における環境配慮が適切になされることを確保することを目的としております。

第二に、国及び地方公共団体については、政策主体としての側面のみならず、事業者としての側面を有していることにかんがみ、国及び地方公共団体が、みずからの環境配慮の取り組み状況を毎年公表すべき旨を規定することとしております。

第三に、事業者の環境配慮の取り組み状況の公表については、環境報告書に記載すべき基本的な事項を記載事項等として定めることとしております。環境報告書の記載事項等に関しましては、幅広く民間の協議会等の意見を聞いて定めるべき旨を規定することとしております。

また、特別の法律に基づく法人のうち、国の事務との関連性の程度、組織の態様、環境負荷の程度、事業活動の規模等の事情を勘案して政令で定める公的事业を行う者については、環境報告書の作成を義務づけ、また、環境報告書が記載事項等に従って作成されているかどうかについてみずから評価を行うこと、第三者が行う環境報告書の審査を受けることその他の措置を講ずることにより、環境報告書の信頼性を高めるように努めることとしております。

一方、民間事業者については、環境報告書の公表その他の環境情報の提供を行い、また、その情報の信頼性を高めるように努めることとし、事業者の自主性を最大限尊重することとしています。

さらに、環境配慮の取り組みの推進に当たって、中小事業者の取り組みが極めて重要であることにかんがみ、本法案におきましては、中小企業者の取り組みを後押しするため、国として情報提供等による支援に努める旨を規定することとしております。

第四に、環境報告書の利用の促進を図るため、国は、環境報告書の収集、整理及び公表を行う団体について、その情報を広く提供するなど所要の措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院環境委員長報告（平成一六年五月一八日）

小沢鋭仁君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保するため、環境報告書に関し記載事項等を定めるとともに、特定事業者がその作成及び公表を行うこと等により、環境に配慮した事業活動の促進を図ろうとするものであり、その主な内容は、

国は、みずからの環境配慮等の状況を毎年公表するものとする事、また、地方公共団体は、みずからの環境配慮等の状況を毎年公表するように努めるものとする事、

主務大臣は、環境報告書に記載すべき基本的な事項を定めようとするときは、幅広く民間の協議会等の意見を聞かなければならないこと、

特別の法律に基づく法人のうち、政令で定める特定事業者については、環境報告書の作成を義務づけるとともに、それらの事業者は、みずから評価を行うこと、第三者の審査を受けること等により、環境報告書の信頼性を高めるように努めること等であります。

本案は、四月五日本委員会に付託され、同月二十三日小池環境大臣から提案理由の説明を聴取した後、五月十一日参考人から意見を聴取し、去る十四日質疑を行いました。質疑終局後、採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院環境委員長報告（平成一六年五月二六日）

長谷川清君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、環境と経済が好循環する社会を構築していくためには、環境報告書の作成等による事業者の自主的な環境配慮の取組が極めて重要となっております状況にかんがみて、環境報告書の普及及び信頼性の確保のための措置を講じようとするもので、特定事業者に対してその作成を義務付けること等により、環境に配慮した事業活動の促進を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、環境と経済活動との統合、事業者による環境配慮活動の促進策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。